

# 令和4年第1回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育長）＜P 5～P 16＞
- 日程第 6 報告第 1 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 16＞
- 日程第 7 議案第 10 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜P 16～P 17＞
- 日程第 8 議案第 11 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 9 議案第 12 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 10 議案第 13 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 11 議案第 14 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 12 議案第 15 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 13 議案第 16 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 14 議案第 17 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 15 議案第 18 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 16 議案第 19 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 17 議案第 20 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 18 議案第 21 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 19 議案第 22 号 農業委員会委員の任命について＜P 17～P 21＞
- 日程第 20 議案第 23 号 町道路線の認定について＜P 21～P 22＞
- 日程第 21 議案第 24 号 町道路線の変更について＜P 22＞
- 日程第 22 議案第 25 号 オンネット野営場休憩舎設置及び管理に関する条例の制定について＜P 22～P 24＞
- 日程第 23 議案第 26 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例＜P 24～P 25＞
- 日程第 24 議案第 27 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例＜P 25～P 26＞
- 日程第 25 議案第 28 号 足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例＜P 26～P 27＞
- 日程第 26 議案第 29 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 27～P 28＞
- 日程第 27 議案第 30 号 足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例＜P 28～P 29＞
- 日程第 28 請願第 1 号 コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書＜P 29＞
- 日程第 29 意見書案第 1 号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書＜P 29＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和4年第1回足寄町議会定例会を開会をいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番木村明雄君、12番井脇昌美君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 3月7日及び本日開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間とし、このうち、9日から14日と19日から21日までの計9日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日3月8日は、議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等審議方法について申し上げます。

最初に、報告第1号の報告を受けます。

次に、議案第10号から議案第30号までを即決で審議いたします。

請願第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

意見書案第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、令和4年第2回定例会までの審査といたします。

15日は一般質問を行います。

16日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第31号から議案第40号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第41号から議案第50号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

なお、会期中に全員協議会を予定しておりますので、日程が決まりましたらお知らせいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定をいたしました。

なお、15日間のうち、9日から14日

までの6日間と19日から21日までの3日間の計9日間は休会といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、9日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、3月10日木曜日の午後4時まででありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、行政報告を申し上げます。

足寄町公共施設等総合管理計画(令和3年度改訂版)の策定について、御報告いたします。

地方公共団体が所有する公共施設等は、高度経済成長期に集中して整備された施設が多く、老朽化が進み、今後一斉に更新期を迎え財政負担の増加が予想される一方、少子・高齢化、人口減少等による利用需要の変化が進み、施設等の現状維持は困難な状況となっております。

これらを踏まえ本町においても、長期的な視点で対応策を検討し、公共施設等の在り方について方向性を示した「足寄町公共

施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

現計画の策定後、国は「計画策定にあたっての指針」を改訂するとともに、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、計画見直しを求められたことを受け、今回改訂版を別冊のとおり策定しましたので御報告いたします。

策定に当たっては、公共施設や道路、橋梁などのインフラ施設の現状を把握し、副町長を委員長に、関係課長を委員とする策定委員会により、計3回にわたり協議を行ってまいりました。

本計画は、町の最上位計画である「足寄町第6次総合計画」をはじめ、個別施設計画など関連計画との整合性を図り、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としました。

第1章では計画策定の前提について、第2章では町の概況など町を取り巻く現況について、第3章では公共施設等の将来の見直しについて記載し、現在保有・管理する全ての公共施設、道路・橋梁や上下水道等のインフラ施設を維持・更新すると仮定した場合、総務省の更新費用試算ソフトにより算出した結果、今後40年間の総費用は約1,329億9,000万円、年平均では約33億2,000万円と推計されました。

また、予防保全的な保守を計画的に進めることに加え、更新年数の延長などの対策を盛り込んだ長寿命化を行うことにより40年間で約777億2,000万円、年平均では約19億4,000万円になると推計され、長寿命化を図ることにより、約552億7,000万円、約41.6%の削減が可能との試算結果となりました。

第4章では、公共施設等の管理に関する基本方針について記載し、公共施設は今後10年間で建物総延べ床面積の5%削減を、インフラ施設は単純な新設等は可能な限り抑制し、既存施設は安全機能の確保を

最優先に計画的な改修と長寿命化を図ることを目標としました。

第5章では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載し、公共施設は15の施設に分類し、インフラ施設は3施設に分類した上、施設の数量及び管理運営の品質に関する基本方針を定めています。

第6章では、本計画の推進体制、評価の方法、公会計制度の活用について記載しています。

今後も安心・安全な公共サービスを維持するため、本計画に基づき、住民ニーズや地球温暖化への対応等を踏まえ、施設等の更新、統廃合、長寿命化を計画的かつ効率的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和4年度行政執行方針を申し上げます。

令和4年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

町民の皆様の負託を受け、町長という重責を担わせていただいてから、もうすぐ3年、任期も残すところ1年余りとなりました。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人類の命と健康に脅威をもたらし、経済活動の停滞、雇用情勢の悪化など、非常に厳しい状況が全世界で続いています。

感染リスクと隣り合わせの医療・介護の

現場で、地域医療を守るため、支援が必要な方々にサービスを提供するため、日々御尽力されている皆様に心から敬意を表するとともに、私たちが日常生活を送るために欠かせない仕事を維持するため、御苦勞をされている方々に深く感謝申し上げます。

この2年、北海道における緊急事態宣言の発出や蔓延防止等重点措置の適用など、子供たちの学びの場、日常生活、経済活動や趣味の活動をはじめ、様々な行動が大きく制約され、ウィズコロナでの新しい生活様式を求められてきました。新たな変異株の出現と結びついた流行の波が繰り返される一方、ワクチン接種や治療薬の開発も進み、明るい兆しも見えつつあるものの、先行きが見通せない状況であります。

町民の皆様の命と健康を守り、地域経済への影響を最小限とすることを最優先に考え、感染拡大防止の徹底と安全・安心な新たな日常生活、経済活動の回復に向けた取組を引き続き進めてまいります。

ワクチン接種につきましては、国民健康保険病院のほか、町内医療機関の御協力を頂き、集団接種と個別接種を組み合わせ、町民の皆様が不安なくワクチン接種ができるよう、ワクチンの供給状況を踏まえて接種体制を構築してきました。

5歳から11歳の小児へのワクチン接種についても、希望される方が安心して接種ができるよう体制を整備し、今後対象者への個別通知や自治会回覧、ホームページ等によりお知らせをいたします。

令和3年度も多くのイベント等が開催中止となりましたが、通常の行政サービスは当初の予定どおりおおむね順調に執行しております。

町の基幹産業である農業の関係では、一般的に平年作の一年となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、価格が低迷していた豆類は国内の需要が増え、平年並みの価格となっています。

畜産関係では、昨年末に生乳が廃棄され

る可能性がありましたが、牛乳消費拡大策や乳製品工場のフル稼働などにより、生乳の廃棄は回避されました。しかしながら、学校給食がなくなる3月の年度末に再び生乳が余る可能性があることから、足寄町農業協同組合と連携して、情報収集と必要な対応を進めてまいります。

このような状況の中、足寄町農業協同組合の令和3年の農業生産高は前年比4億5,000万円増の約91億5,000万円となっています。

人口減少対策は本町の最重要課題であり、基幹産業の農林業をしっかり支援することが、地域経済の振興、過疎対策に結びつくものと考えており、「第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組を進めています。

地方創生、人口減少対策の大きな柱である、子育て応援出産祝金贈呈・保育料完全無償化・学校給食費無償化・足寄高校存続に関する支援等の子育てと教育の支援を継続し、「安心して子育てできる町、足寄町」を、町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

あわせて、産業の振興と雇用創出のための取組、時代の変化に合った福祉施策を進め、一人暮らしのお年寄りや障害者が安心して住み続けられる環境を充実させてまいります。

国・地方とも厳しい財政状況が続いておりますが、「人にやさしいあしよろ！町民の寄り添い、人をたいせつにするまちづくり」を常に意識し、町民目線で誠心誠意、足寄町の発展に取り組みます。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる足寄町第6次総合計画は、平成27年度から10年間の計画であり、この計画を時代の変化に即して見直しを行い、着実に実施することが私の責務と考えており、コロナ危機から脱却し、町民の誰もが「この足寄町に住んでよかった」と思っていただけの、「安全で安心なまち」の実現に向

け、新年度予算編成に臨みました。

令和4年度予算編成の重点方針を、1点目として、安全・安心な住みよいまちづくりの推進、2点目として、産業振興の推進、3点目として、学びと文化のまちづくりの推進、4点目として、総合戦略による人口減少対策の推進、5点目として、医療と介護・保健・福祉連携システムの推進の5点に定め、予算編成を行いました。

地方交付税を中心とする歳入の確保に明るい見通しが無い中、歳出にあっては施設の維持管理費、施設管理委託料や公債費の増等、経常経費が年々増加しています。

特に近年は、改修工事や設備更新といった長寿命化が必要な施設や更新時期を迎えた設備が増加しており、本年度は議場設備更新、屋内ゲートボール競技場人工芝張り替え、火葬炉設備修繕、消防庁舎屋上防水改修、螺湾小学校外部改修、温水プール外部改修といった事業に、多額の一般財源が必要となっています。

住民生活に直結する予算の確保を優先し、投資効果が薄いもの、緊急性が低いもの、まだ更新しなくてもよいもの等は、実施方法の再検討や次年度以降に繰延べを行っています。

新型コロナウイルス感染症は私たちの生活を一変させる出来事となった一方、人と人との直接の接触がなくなるとも社会活動が可能となる新しい生活様式の導入につながりました。中でもICT技術の浸透が私たちの生活を様々な面でよりよい方向に変化させるデジタルトランスフォーメーション(DX)の考え方に基づく行政運営や働き方改革などは、便利で欠かすことのできない取組になるものと考えられています。

政府は自治体を含む日本全体のICT化を加速させており、本町においても行政のデジタル化を取り組み、町民の皆様の利便性の向上と行政の効率化を進めてまいります。

まずは、マイナンバーカードの一層の普

及に努め、マイナンバーカードを活用した窓口業務の効率化を進めます。

令和2年度から進めている高度無線環境整備推進事業、町内全域の光ケーブル敷設事業につきましては、順調に工事が進み、この4月にはサービスの提供が始まる予定であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンライン会議、学校でのオンライン授業が普及し、様々な分野・地域で高速通信網の整備が必要とされています。光ケーブルが町内全域に整備されることにより、オンラインで仕事ができる田舎暮らしを希望する移住者の受入れや、避難所となる集会施設のWi-Fi環境構築、スマート農業や遠隔医療等、様々なことに活用されることを期待しています。

次に、令和4年度各会計の予算案等につきまして、項目ごとにその概要を御説明いたします。

歳入の確保につきましては、適正にその財源を見積り、収入可能な財源については積極的な捕捉と自主財源の確保に努めることとしています。

町税にあっては、適正で公正な課税、今後の地方税共通納税の取組を見据え、納税者の利便性向上に向けた検討と、納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

町債にあっては、後年度の財政負担となることから、交付税補填率の高い地方債の厳選発行、その他の収入にあっては、過大とならないよう留意して計上しております。

次に歳出では、住環境の向上、定住促進と地域経済活性化の取組として、町内建設業者施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備、空き家解体等を対象とした住環境・店舗等整備補助事業を引き続き行います。

また、平成23年度から実施しているま

ちづくり活動支援補助金につきましても、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を支援するため、引き続き計上しております。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、寄附申込窓口であるインターネットポータルサイト数を1つ増やして4サイトにしたことで、令和3年度収入は前年度に比べ2,000万円増の1億円を見込んでおりましたが、結果としては、後半伸び悩み、前年度並みの額となる見込みであります。

引き続き、前年度に創設した町内事業者の返礼品開発を支援する補助制度を継続し、寄附金増につなげてまいります。

地方創生推進事業では、十勝18町村と東京都台東区・墨田区の関係人口の創出、両地域の新たな関係づくりを目指すための連携事業負担金を計上したほか、新婚世帯の新生活スタートに伴う経済的負担を軽減し、新生活を支援するため、結婚新生活支援事業補助金を本年度も計上しています。

また、移住施策として、移住希望者の募集や相談業務を行うとともに、北海道が運営するマッチングサイト支援の対象となる求人により、東京23区から足寄町に就職・就業した移住者を支援するための予算を計上いたしました。

次に、公共施設等の管理につきましては、安全性と利便性の向上を図るために、平和生活改善センターの改修を行うほか、公営住宅では北星団地の解体や、一部未実施となっていた下愛冠団地の下水道接続工事を行います。

交通安全の推進につきましては、悲惨な事故のないまちを目指し、引き続き本別警察署や足寄交番、交通安全協会など関係機関・団体と連携して啓発活動や交通安全教育を推進し、交通安全キャンペーン等の事業を通じて町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するための環境づくりを進めてまいります。

また、交差点や急カーブ、通学路等における危険箇所について、地域住民と情報共有を図り、交通事故抑止対策の推進、警察や道路管理者等に改善要望等を行ってまいります。

次に、自治会活動の推進であります。町内には89の自治会組織があり、交流会や敬老会、清掃活動などの行事を開催し、地域の親睦を深め、地域課題の解決に努めていただくとともに、地域の連帯や住民相互の絆の醸成を図っていただいております。住みよい地域づくりを担う中心的な組織であります。

コロナ禍で自治会の様々な行事が中止となる中、より一層地域における人と人との絆の大切さが改めて問われている状況にあるものと考えます。

自治会活性化交付金の活用により、単位自治会の組織力強化と地域活動の活性化に取り組んでいただき、行政と自治会、交通安全協会、防犯協会及び消費者協会などの関係団体との連携を深め、地域住民との協働による安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

次に、新エネルギー利用の推進では、ペレットストーブ導入支援は令和2年度から補助上限額を20万円から30万円に引き上げ、引き続き再生可能エネルギーの推進を図ってまいります。

昨年9月に足寄町は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しましたが、2030年までに温室効果ガス46%削減、2050年までにカーボンニュートラルの実現に貢献するために、足寄町の自然条件に適した再生可能エネルギーの導入目標を定め、官民連携で地域脱炭素の実現に向けた取組を推進するための実行計画を、国の補助事業を活用して策定いたします。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

障害児・者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者福祉計画等に基づ

き、令和3年度に障害者地域生活支援拠点施設を整備したことから、障害児・者の居住支援と生活を地域全体で支える体制の整備を進めてまいります。

子育て支援の充実につきましては、子育て安心基金を財源に、引き続き、出産祝金の支給をはじめ、認定こども園、僻地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料完全無償化を継続してまいります。

また、出産後1年以内の母子に対し、訪問型及びデイサービス利用型の産後ケア事業を行い、母子とその御家族が健やかに生活できるよう支援を行います。

子育て応援出産祝金にあっては、令和元年度は35人、令和2年度は31人が対象となっており、令和3年度は33人の見込みと出生者数は横ばいで、人口減少対策に一定の効果があるものと考えております。

高齢者福祉施策では、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等との情報共有を一層進め、特に医療保険や介護保険の制度改正、介護保険サービスを取り巻く時代の変化への対応や、特別養護老人ホームの建て替え等も含めた「新たな医療と介護・保健・福祉の連携システム」の構築に向けた取組を進めてまいります。また、町内の介護療養型老人保健施設に経営安定資金を助成するほか、軽費老人ホームに対する必要な支援を行い、介護サービス等の円滑な提供を確保いたします。

次に、介護人材の確保・育成事業といたしまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金等の制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。さらに、足寄高校生や町民を対象とした介護職員初任者研修を町内で開催するための経費を計上しております。

また、市街地の屋内ゲートボール競技場人工芝の劣化が著しいことから、張り替えを行うための工事費を計上しております。

次に、予防検診経費といたしまして、P



ETがんや脳ドック検診、ヘリカルCT肺がん検診等の受診に引き続き支援を行うほか、今年度から新規に国民健康保険病院等で受検する人間ドックや胃カメラ、骨粗鬆症やピロリ菌検査の費用に対する助成を開始し、町民の命と健康を守る取組を充実してまいります。

また、ごみ処理関係では、本年4月にプラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的としたプラスチック新法が施行されるなど、こうした変化への柔軟な対応が市町村に求められており、分別・収集の手間、コスト等を踏まえ、本町に適したごみ処理の在り方について、引き続き検討を進めてまいります。

また、銀河クリーンセンターに運び込まれるごみの量が年々増加していることから、ごみ減量化のための啓発活動、リサイクル体制の充実など再資源化を進め、さらに食品ロスやごみ発生を抑制する取組など、ごみ減量化推進策を検討してまいります。

次に、農林業施策の推進について申し上げます。

足寄町農業協同組合が平成31年度から令和5年度までを計画期間として策定した地域振興計画に基づき、生産者と一丸となって足寄型農業の確立に向けた取組を進めていることから、基幹産業の持続的発展を支えるため、次の支援を行ってまいります。

1点目は、平成30年度着工の道営農業競争力強化基盤整備事業畑地帯総合整備（担い手育成型）足寄地区において、畑地帯の基盤整備及び湿害対策として、令和4年度におきましても区画整理・暗渠排水工事等を進め、生産性・所得の向上を図ってまいります。

また、道営水利施設等保全高度化事業の営農用水整備事業として、中足寄地区及び西足寄地区において、令和元年度から浄水場と配水管路の整備を進めており、さらに

上足寄地区におきまして、令和9年度の事業化に向け、補助採択に必要な基礎調査を行い、地域の水利施設の安定稼働と経営安定を図ってまいります。

2点目は、農業担い手確保と育成対策であります。

これまで21戸が新規に就農し、現在は新規就農志向者として3組が準備を進めており、国の農業次世代人材投資資金事業と協調して、就農支援を行ってまいります。

3点目は、国の多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の各制度を活用して、足寄町農業再生協議会を中心に関係機関と連携し、将来にわたって農業と集落を維持するための取組に対し、積極的に支援してまいります。

4点目は、畜産経営の安定と向上を図るために規模拡大等を行う、意欲ある畜産農業者に対する無利子の畜産振興資金貸付けを継続してまいります。

5点目は、6次産業化の取組として、チーズやイチゴ等を原料とした新たな特産品の開発やPR活動を進めるため、引き続き地域おこし協力隊に係る予算を計上しております。

次に、林業振興について申し上げます。

将来にわたって森林の恵みを享受できるまちづくりを進めるため、引き続き、木質資源の循環と二酸化炭素の吸収源などの公益的機能を維持するための管理運営を行ってまいります。

森林環境譲与税を財源に、森林整備の推進、人材育成と担い手確保、森林行政の体制強化を柱に、適正な森林施業と森林保全、民有林振興につながる取組を、関係機関と連携し、計画的かつ効果的に進めることとしています。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の影響により、商工業者は感染予防対策や

大幅な売上げの減少など、これまでにない厳しい状況が続いております。

金融機関や商工会と連携し、感染症対策の融資制度や支援制度をスムーズに利用していただけるよう事業者支援を行っていますが、今後も町内事業者の状況把握に努め、アフターコロナに向けた振興策を含め、適切な時期に適切な支援を行うことができるよう、必要な対応を進めてまいります。

また、足寄町商工会では、小規模事業者の持続的な発展を支援する経営発達支援計画に基づく取組を推進しており、国の持続化補助金の対象とならなかったものの経営持続に必要と認められる経費に対し、引き続き商工会を通じて支援を行ってまいります。

2点目として、令和3年度は各種イベントを開催できませんでしたが、令和4年度は「第1回足寄ふるさとラワンぶきまつり」と「第41回足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」の開催について、今後の様々な状況を考慮し、実行委員会と協議してまいります。

3点目は、6月のオンネトー新休憩舎オープンを控え、関係機関と連携し、雌阿寒岳・オンネトー地区の観光振興に努めてまいります。

4点目は、足寄町産業振興事業補助金の見直しを行うもので、創業支援に重点化を図り、商工会等の指導を受けて創業する事業者に対し、創業時と創業後1年経過時、50万円を上限にそれぞれ創業資金の2分の1の補助を行うこととしました。

5点目は、商工観光部門の地域おこし協力隊の取組については、新たに2人の募集を行い、継続雇用の2人を含め4名体制で特産品開発や観光の活性化を進めてまいります。

次に、土木関係の事業について申し上げます。

地籍事業につきましては、計画に沿って

平成31年度着手1地区及び令和2年度着手1地区について、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

除雪機械購入事業につきましては、毎年歩道等の除雪のためにショベルローダーを借り上げていましたが、年間を通じて道路の維持や補修に活用できることから購入するものです。

橋梁長寿命化修繕事業では、ポン沢橋外2橋の調査設計、糠南大橋の修繕等を行い、橋梁長寿命化点検業務として、豊栄橋外55橋の点検を行います。

また、道路ストック修繕事業として、共励線の舗装修繕並びに足寄白糖線の路面性状調査及び修繕調査設計を行い、生活道路等の整備改善を図ります。

また、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を総合計画に沿って進めてまいります。

公園事業につきましては、里見が丘公園整備事業として、総合体育館から野球場にかけての幹線園路の整備、園内大駐車場の拡張整備を行います。

また、公園長寿命化修繕事業として、中央公園の遊具等の更新を行い、そのほかの公園につきましては、遊具等の保守点検結果に基づく計画的な修繕を行い、安全で安心して利用できる施設の維持に努めます。

次に、消防体制の推進についてですが、常備消防管理経費ではとちち広域消防事務組合負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しています。

とちち広域消防事務組合の事業では、とちち広域消防局消防指令センターの高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線機器が一部更新時期を迎えることから、計画的に更新を進め、119番通報等の受付、災害・救急現場の出動指令、車両の動態管理等、通信指令業務の安定稼働を維持します。

消防庁舎が建設から23年経過し、屋上

防水や外壁シーリング等の劣化が進んでいることから、本年度は屋上防水改修工事を行い、建設から30年経過する分団詰所5か所にあつては、計画的に屋根塗装工事を行うこととし、本年度は芽登分団詰所の長寿命化を図ります。

消防水利施設整備事業では、老朽化が進んでいる消火栓3基の更新を行うこととしております。

消防体制につきましては、複雑多様化する災害に対応するため、より実践に即した訓練を行うとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、時代のニーズに即した消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災を減らすために、年間を通して啓発を行い、町民の防火意識を高めることに努めてまいります。

救急体制については、救急件数の増加と救急業務の高度化に対応するため、救急救命士を主体とした気管挿管や薬剤投与等の研修を進めてまいります。

また、救命率の向上には早期の心配蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

引き続き、町民の安全・安心を確保するため、消防署、消防団と関係機関が連携して、地域の実情や社会情勢に対応した消防行政の推進に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

防災行政無線施設の整備が完了して以降、全世帯への戸別受信機配備に向けた取組を進めており、現在の配備状況は、一般世帯に2,370台、町内企業には69台配備され、配備率は約81%となりました。引き続き、災害情報等を確実に届けるため、未配備世帯の解消に向けた取組を進めてまいります。

また、頻発する異常気象や地震・火山噴火、大規模停電等の災害に備えるため、引き続き自主防災組織の結成に係る支援の強化を図るとともに、防災資機材の増強等を

行います。

温泉浴場整備の関係では、令和4年度中のオープンに向け、当初予算において建築確認申請手数料のほか、外構工事を令和4年度に繰り上げて実施することとしたため、外構実施設計業務委託料を計上しております。

なお、浴場施設の建設工事費や外構工事費等は4月以降の議会におきまして、補正予算として提案をさせていただきます。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、できるだけ簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険財政強化のために運営主体が市町村から北海道に移行して4年が経過しました。

令和2年12月に北海道の国民健康保険運営方針が改訂となり、令和12年度に統一保険料を目指す方針が明記され、平成30年度の広域化に伴う税負担の激変緩和措置が段階的に縮小されていることから、今後の本町の国民健康保険の運営について、被保険者の皆様の税負担などを再検討し、国民健康保険制度が安心して医療機関を受診でき、地域の医療を支える制度として役立てるよう、今後も健全な運営に努めてまいります。

簡易水道事業特別会計につきましては、引き続き、施設維持管理業務の充実と安全・安心な水道水の安定的な供給を図ってまいります。

公共下水道事業特別会計につきましては、下愛冠1丁目及び4丁目の一部に汚水管整備工事を実施し、未普及地区の解消を図るとともに、同地区における雨水排水不良の解消を図るため、雨水管整備を併せて行います。

既設汚水管につきましては、高圧洗浄やカメラ調査を計画的に行い、適正な維持管

理を行ってまいります。

また、下水終末処理場につきましては、長寿命化のため計画的な改築を進めており、ストックマネジメント計画に基づき、汚泥貯留槽の防食工事及び電気設備工事を行います。

公営企業法適用化につきましては、令和6年度の移行を目標に、引き続き準備を進めてまいります。

次に、介護保険特別会計では、第8期介護保険事業計画及び実績を踏まえて、必要な予算措置を行っております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。特別養護老人ホーム運営に当たっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心な生活を送ることができる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進んでいることから、特別養護老人ホームをどのような規模・構成で建て替えすべきか、地域包括ケア等に係る国の動向等を踏まえ、国民健康保険病院、さらに介護療養型老人保健施設あづまの里とも密接な連携を図り、検討を進めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年度の制度開始以降14年が経過しましたが、引き続き、安定した制度運営のために北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図ってまいります。本年10月には一定収入以上の高齢者の窓口負担が1割から2割に引上げとなり、被保険者証の更新が本年度は2回になることから、被保険者の皆様への十分な周知に努めてまいります。

また、いつまでも健康的な生活が維持できるように、健康寿命を延ばす取組が必要となっており、健康診査の受診率向上や、加齢とともに心身の活力が低下し、将来要介護状態になる可能性が高まるフレイルの予

防について、住民課と福祉課の連携により進めてまいります。

資源ごみ処理等事業特別会計につきましては、中足寄にある銀河クリーンセンターにおいて、池北三町のごみの中間処理を行っており、施設整備後20年が経過することから、計画的な設備更新等を行ってまいります。

また、大規模災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的とした災害廃棄物処理計画を本年度3町共同で策定することとしており、引き続き、ごみ処理に関する課題の検討を本別町及び陸別町と連携して進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、安全・安心な水道水の安定的な供給を図るために、老朽管路の更新と下水道事業の実施に伴う配水管移設事業を進めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計についてであります。町民の皆様が住み慣れたこのまちで、将来にわたって安心して必要な医療を受けられるよう、町内唯一の入院病床を有する病院として、また、二次医療圏まで1時間を要する地域の救急医療を担う基幹病院として、安定した医療提供体制の確保を図ってまいります。

3名の常勤医師もそれぞれ12年目から14年目を迎え、かかりつけ医としての役割も定着しており、道内大学病院ほか管内外の医療機関から御支援を頂きながら、救急告示医療機関として24時間365日の救急患者受入体制を整えております。

新型コロナウイルス感染症はいまだ終息の兆しが見えず、地域医療圏における医師や看護師不足がこれまで以上に深刻な状況にあります。医師や看護師などの安定確保はもとより、職員の一層の知識と技術の向上、情報の共有を図り、良質な医療の提供と思いやりのある患者対応に努めてまいります。

町民の皆様には安心と信頼を持って受診し

ていただける病院づくりに取り組み、医療サービスと費用対効果の両面を十分考慮しながら診療体制を構築し、医療機器の計画的な更新、施設の維持・補修等の医療環境の整備を進めてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申しあげましたが、今回の予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、財源につきましては町税、地方交付税等においては不透明な部分が多いものの、過大にならないよう算定し、限られた財源の効率的配分や国の補助制度等を可能な限り活用し予算編成を行いました。

申しあげました内容を主として令和4年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案規模は、一般会計が94億5,963万1,000円、前年度当初比2%増、特別会計の計が28億3,512万2,000円、前年度当初比2%減、企業会計の計が16億3,698万5,000円、前年度当初比0.2%増、合計が139億3,173万8,000円、前年度当初比1%増となりました。

一般会計の歳入では、前年度当初比では町税は1.7%減の9億2,531万7,000円を、地方交付税は8.1%増の46億7,555万円を、基金繰入金は財政調整基金や減債基金など8基金から22%減の6億2,433万6,000円を、町債においては辺地対策事業債や過疎対策事業債等7.5%減の6億9,617万9,000円を見込んでおります。

国の令和3年度補正予算により措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本町の限度額は1億1,977万3,000円で、その全額を令和4年度に繰越しをしています。感染拡大防止と地域経済や住民生活の支援を行うため、当初予算では5,681万9,000円の交付金を財源に、上利別保育所や僻地小学校保健室の空調設備整備、プレミアム付商品券の発

行や事業者支援、小中学校の教師用タブレットパソコンの整備等を行うこととしています。

また、今後の感染状況や地域の経済状況等を踏まえ、関係団体等と密接に連携した上で、必要とする予算を今後の議会に提案させていただく予定をしていますが、迅速な対応が必要となり議会の議決を頂く時間的余裕がない場合には、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申しあげました。

引き続き、限りある財源を効果的に活用し、健全財政の堅持に努め、簡素で効率的な行財政運営と働き方改革を進める一方、町民の皆様との対話を大切にして、誰もが「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、議会との連携の下、協働のまちづくりを進めてまいる所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、行政執行方針とさせていただきます。

**○議長（吉田敏男君）** ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（吉田敏男君）** 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

**○教育委員会教育長（藤代和昭君）** 議長のお許しを頂きましたので、令和4年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に基本姿勢についてです。

学校教育では、予測困難な時代を一人一

人の子供たちがしなやかに対応していくため、個別最適や協働的な学びを通し、主体的な課題解決力など調和と発達の取れた知徳体の基礎・基本を育成することが求められています。

一方、生涯学習では、情報及び知識基盤社会の進展に伴う情報提供や時代の要請を踏まえた学習機会、ライフステージに応じた学習内容などの充実を図り、自主的・主体的な学習活動を通して、その成果を自己実現やまちづくりに生かしていく持続可能な仕組みづくりを推進していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第5次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学校や家庭、地域、関係機関・団体と連携を図りながら、地域の宝である子供たちの確かな学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について主な施策を申し上げます。

一つ目は、学校教育の推進についてです。

まず地域と共に歩む学校づくりに向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会議・教頭会議を通して的確な指示及び指導等の徹底を図ってまいります。また、今年度から町内全小中学校に導入するコミュニティ・スクールや地域参観日の開催、保護者を含めた学校評価や地域教育資源の活用などを通し、信頼され安心して託される学校づくりを推進してまいります。

次に、社会に開かれた教育課程の適正実施に努めるとともに、生涯学習推進アドバイザーを活用した指導・助言や進行管理を通し、知徳体のバランスが取れた管理・運営を図ってまいります。

具体的な方策としまして、「確かな学力」では、町費による特別支援教育支援員

の配置による少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査・分析を踏まえ、各小中学校に学力向上推進プランを明示し、主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して学力向上を図ってまいります。

「豊かな心」では、道徳教育を重視し、特別の教科道徳を通して命の大切さや思いやりの心の涵養、教育相談の充実、読書活動の推進、情報モラル教育の徹底等に取り組んでまいります。特に読書につきましては、想像力や共感性の豊かな感性を育む学校図書の実践に向け、引き続き図書の計画的な整備や町図書館との連携に取り組んでまいります。

また、いじめは「誰にでも起こり得る・犯罪である・命や人権に関わる問題である」との共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方針に基づいた未然防止や早期発見及び迅速対応、学校・保護者・関係機関との速やかな連携などに努めるとともに、重大事案につきましては総合教育会議で協議・調整してまいります。

「健やかな体」では、全国体力・運動能力運動習慣等調査や新体力テストの実施結果を踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化を推進してまいります。

さらに、今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実を努めてまいります。また、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員を活用した小学校の英語教科や外国語活動及び中学校の英語教科などの支援を図り、英語力の向上や異文化理解など国際理解教育の推進

に努めてまいります。

キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを通し、望ましい職業観や勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、いつでもどこでも起こり得ることを想定し、各教科の関連学習内容や実施訓練を通して災害への適切な迅速対応に努めるとともに、地域実態に応じた危機管理対応マニュアルの点検・見直しを図ってまいります。

I C T教育では、国のG I G Aスクール構想による児童生徒1人1台タブレット端末を整備して、一人一人に合った学びやオンライン授業等に活用し、情報活用や課題解決などの能力育成に努めてまいります。

特別支援教育では、社会的自立や合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携など支援体制の充実に努めてまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習及び町内的な交流学习を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた取組につきましては、足寄高等学校振興会等関係団体と協議・連携し、通学費や海外研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設などに引き続き支援を継続してまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減少の対策として引き続き小・中・高の児童及び生徒に無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、校舎の老朽化に伴う施設・設備の改修や教職員住宅の修繕等を計画的に進めてまいります。

また、喫緊の課題である教職員の働き方改革につきましては、足寄町アクションプランを策定し、超過勤務の上限や学校閉庁

日、部活動休養日等を定め、教職員の負担軽減を図ってまいります。

二つ目は、生涯学習の推進についてです。

「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とした第5次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実を図り、地域教材などを組み入れた多様な学習活動や教育委員会ホームページを活用した情報発信及び町民ニーズの把握に努め、町民の生きがいと絆づくりを図ってまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会すくすくの充実をさらに図ってまいります。また、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる時期に様々な体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施をはじめ、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めてまいります。また、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ってまいります。さらに地域の教育機関である北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄や九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な視点であり、情報提供やリーダー養成を図る学習機会の充実に努めてまいります。

また、ふるさと足寄100年塾生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加な

ど、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウェタスキウイン市から招聘している国際交流員を活用し、保育園児の英語遊び活動ペピーキッズや一般町民を対象とした英会話教室などを実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターと生涯学習館をまちづくり及びひとづくりに向けた学習拠点として位置づけ、学びやすく親しみやすい施設環境の充実を図ってまいります。とりわけ、図書館につきましては、図書の計画的購入や魅力ある事業及び情報発信を図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。さらに、子どもの読書活動推進計画に基づき、子供がより読書に興味を持ち親しむことができるよう、小中学校への移動図書や巡回配本、図書館司書の学校訪問相談や中学生図書館サポーター事業などを通し、子供の読書活動を推進してまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通して優れた文化・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるように資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企

画・運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者の充実に努めており、本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

体育・スポーツ活動の振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実を図ってまいります。さらに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様のご御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

#### ◎ 報告第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第1号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第1号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和3年11月12日から令和4年2月10日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告す



る工事又は製造の請負は、2ページの別紙にございますとおりの1件でございます。

以上のとおり、御報告を申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

### ◎ 議案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町西町5丁目2番地の40、氏名、大野雅司氏、昭和33年8月20日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和4年3月31日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

大野氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提

案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第11号から議案第22号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第11号農業委員会委員の任命についてから日程第19 議案第22号農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議案書4ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第11号農業委員会委員の任命についてから議案第22号農業委員会委員の任命についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

議案第11号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町稲牛172番地の46、岡元義春

氏、昭和34年4月25日生まれでございます。

次に、議案第12号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町螺湾本町74番地の2、氏名、上妻良一氏、昭和43年9月9日生まれでございます。

次に、議案第13号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町上利別61番地の2、氏名、菊地隆志氏、昭和48年9月20日生まれでございます。

次に、議案第14号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町大誉地686番地の2、氏名、吉村進氏、昭和33年2月18日生まれでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第15号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町芽登1856番地、氏名、遠藤勇氏、昭和34年9月6日生まれでございます。

ます。

次に、議案第16号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町茂喜登牛98番地4、氏名、吉川友二氏、昭和39年12月22日生まれでございます。

次に、議案第17号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町郊南1丁目6番地14、氏名、松田博幸氏、昭和49年1月15日生まれでございます。

次に、議案第18号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町平和83番地の4、遠國和宏氏、昭和39年6月15日生まれでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

議案第19号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町愛冠24番地の8、氏名、餌取靖徳氏、昭和60年10月9日生まれでございます。

次に、議案第20号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町上足寄169番地の8、氏名、石黒 彰氏、昭和41年10月22日生まれでございます。

次に、議案第21号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町螺湾本町13番地7、氏名、人見華代氏、昭和51年3月16日生まれでございます。

次に、議案第22号農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

下記の者を足寄町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町鷲府317番地の7、氏名、宮口孝治氏、昭和40年2月3日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和4年3月31日をもって現農業委員会委員の任期満了によるものでございます。

なお、提案した方々の経歴等につきましては、7ページの別紙一覧を御覧ください。

以上で、議案第11号農業委員会委員の任命についてから議案第22号農業委員会委員の任命についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑及び採決につきましては、1件ずつ行います。

これから、議案第11号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第11号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第11号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第12号農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第12号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第12号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第13号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第13号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第14号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第14号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第15号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第15号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第16号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第16号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第16号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第17号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第17号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第17号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第18号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第18号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第19号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第19号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第19号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第20号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第20号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第20号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第21号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、議案第21号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第21号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

これから、議案第22号農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第22号農業委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第22号農業委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

○議長(吉田敏男君) ちょっと時間は早いのですが、昼食のため1時まで、ここで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第23号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第23号町道路線の認定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書8ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第23号町道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線の認定をお願いするものでございます。

路線番号357番、路線名、足寄原野3号線、起点位置、足寄町共栄町123番5地先、終点位置、足寄町共栄町124番12、及び路線番号358番、路線名、下足寄太2号支線、起点位置、足寄町郊南2丁目71番4地先、終点位置、足寄町郊南2丁目92番1でございます。

この2路線の認定理由でございますが、当該路線は道営畑地帯総合整備事業により、用地確定及び道路整備がなされ維持管理を行っておりましたが、町道として認定されていなかったことから、新規に認定を行うものでございます。

次に、路線番号359番、路線名、中足寄奥足寄2号線、起点位置、足寄町中足寄89番27、終点位置、足寄町中足寄101番4地先でございます。

認定理由でございますが、当該路線は国道241号線間を結ぶ連絡道路として維持管理を行っておりましたが、道営水利施設等保全高度化事業を行うに当たり、町道として認定を行う必要が生じたことから、新規に認定を行うものでございます。

なお、9ページから11ページに新規路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号町道路線の認定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第23号町道路線の認定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第24号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） 議案書12ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第24号町道路線の変更について、提案理由の御

説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号114番、路線名、中芽登1号線、及び路線番号245番、路線名、大誉地市街通につきまして、起点または終点の変更をお願いするものでございます。

路線ごとの変更理由について御説明申し上げます。

路線番号114番、路線名、中芽登1号線につきましては、農免農道事業により道路整備がなされた区域につきまして、町道として適正に管理を行うため、起点位置の変更を行うものでございます。

次に、路線番号245番、路線名、大誉地市街通につきましては、路線内にありました大誉地川橋の撤去に伴い、道路として機能している区間まで終点位置の変更を行うものでございます。

なお、13ページから14ページに区域変更路線位置図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号町道路線の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第24号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第25号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 議案第25号オンネトー野営場休憩舎設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 加藤勝廣君。

○経済課長（加藤勝廣君） 議案書15ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第25号オンネトー野営場休憩舎設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、令和3年12月に完成し本年6月から供用開始いたします、オンネトー野営場休憩舎の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、オンネトー野営場休憩舎は阿寒摩周国立公園オンネトー地区において、自然環境を保全し、豊かな自然環境の中で持続的な観光利用促進のため整備したものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

オンネトー野営場休憩舎設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は本施設の設置について、それぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称をオンネトー野営場休憩舎と称し、その位置を足寄郡足寄町茂足寄とするものでございます。

第4条については施設の使用許可について、第5条については施設使用の不許可に

ついて規定しております。

第6条は施設の使用料について、第7条において使用料の還付について規定しております。

第8条は施設の目的外の使用の禁止について、第9条においては施設の使用権の譲渡等の禁止について、第10条は施設の使用の許可の取消しについてそれぞれ規定しております。

第11条は施設の原状回復の義務について、第12条においては損害賠償について規定しております。

第13条は、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせることができると規定しております。

第2項において、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、「町長」とあるのは「指定管理者」として読み替えることとし、第3項においては、使用料等を指定管理者の収入とすることを規定しております。

第14条では、指定管理者が行う業務についてそれぞれ規定しております。

第15条については指定管理者の原状回復義務について、第16条については規則の委任について規定しております。

附則ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、第4条使用許可の区分及び第6条使用料の区分については、議案書16ページの右側に別表のとおり添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番（多治見亮一君） 具体的にどのような使用を想定されているのか、教えてい

ただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） こちらの施設ですけれども、旧オンネト一茶屋の後継施設として位置づけておりますので、その後継と同じような感じで施設等運営したいと思っております。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 私、まさか料金とまでいくのかなと思ってはいなかったのだけれども、これ料金についてはあれですか、十分に議論されたのですか。ということは、これだけ料金を払って、あそこに入るということなのだけれども、通りかかきの方や何かは、そうしたら入れないということですね。1,000円も払って、朝、途中午前中寄ったとしても1,000円も取られるよということであれば、どうなのかなと。この点についてはどういう論議されたのでしょうか、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 施設の利用料金なのですけれども、あそここのところで例えばお客さん来たから料金を取るというのではなく、例えばあそこでイベントを開催するとか、そういった場合に使用料を頂くという形になっておりますので、単純にお客さんとして来たから料金を取るということではございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号オンネトー野営場休憩舎設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第25号オンネトー野営場休憩舎設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第26号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第26号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 17ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第26号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和いたしますとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございまして、改め文の朗読は省略をさせていただきます。新旧対照表により御説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

第2条につきましては、改正前の欄を御覧いただきたいのですが、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き勤務した期間が1年以上あるとの要件を廃止するものでございまして、改正前の第2条の第4号（ア）に「1年以上」との文言がありますけれども、改正後を御覧いただきたいのですが、この文言を削除いたしましたものでございます。

第19条も第2条と同様に、1年以上あるとの要件を廃止し、改正後を御覧いただきたいのですが、「1年以上」との文言を削除いたしております。

続いて、改正後の第23条を御覧ください。

第23条につきましては、妊娠または出産等について職員から申出があった場合に、任命権者が取らなければならない措置等について。

第24条につきましては、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が取らなければならない措置について。

以上、23条と24条の以上2条の規定を新たに追加するものでございます。

17ページにお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第27号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第27号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 19ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第27号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、令和4年度以降の職員の期末手当の年間支給割合を引き下げる改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

第17条第2項中、「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中、「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものでございます。

この改正によりまして、職員の期末手当

の年間支給月数は現行2.55月から0.15月分引き下げ2.4月に、再任用職員にあっては現行1.45月から0.1月分引き下げるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

なお、議員の皆様と町長、副町長、教育長の支給割合につきましても、職員と同様に引き下げをお願いすることとなりますが、改正条例につきましては、今後の議会に提案をさせていただき予定としておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第27号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第28号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第28号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 21ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第28号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、はるにれ団地公営住宅及び障害者地域生活支援拠点施設建設予定地を、一般会計で買戻したため基金保有の現金が増加いたしました。当面基金で土地を取得する予定がありませんので、保有する現金を一般会計に繰り入れ、基金の額を減少させる改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町土地開発基金条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条第1項中、「6,363万9,000円」を「3,778万1,000円」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第28号足寄町土地開発基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第29号

○議長（吉田敏男君） 日程第26 議案第29号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） お手元の議案書22ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第29号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、これを踏まえ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が令和3年9月10日に公布されました。その第3条で地方税法施行令が改正され、国民健康保険税に関する改正として、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保

険の被保険者について、令和4年度以降の国民健康保険税に係る均等割額を2分の1減額することが規定されたことから、本町の国民健康保険税条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

議案書23ページ右側改正後の規定を御覧願いたいと思います。

第3条から第5条の括弧の見出しの改正は、「基礎課税額」の文言を加える整理を行ったもので、第5条第1号の改正は第23条に第2項を新たに設けたことによる参照条項の文言の改正を行うものでございます。

第6条と第13条の改正は文言の整理、24ページにわたっている第23条第1項第1号から第3号の改正については、地方税法の参照する条項の改正と各号のイ及びロに「基礎課税額」の文言を入れた整理によるもの。そして、第23条に新たに第2項を設け、未就学児に係る減額について規定し、24ページの同項第1号イは未就学児の基礎課税額に係る均等割の7割軽減対象被保険者の減額する額を、ロは5割軽減、ハは2割軽減、ニは法定軽減のない場合の2分の1減額する額をそれぞれ規定したもので、同項第2号は後期高齢者支援金等課税額に係る未就学児の被保険者の2分の1の減額の額を、第1号と同様にそれぞれ規定した条項でございます。

第23条の2と改正附則第2項の改正は、第23条に第2項が加えられたことによる参照する条項の整理、改正附則第3項、26ページの改正附則第4項及び第6項から第13項までの改正は、第23条第2項が設けられたことによる参照する条項と文言の整理が主なものとなっております。

22ページ、改め文に戻りまして、右側にある制定附則として、条例の施行は公布の日としておりますが、未就学児の均等割

の減額に係る改正条項である第23条第2項と改正附則の改正につきましては、令和4年4月1日から施行としております。

また、改正後の規定につきましては、令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によることとしております。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第29号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第30号

○議長（吉田敏男君） 日程第27 議案第30号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の

件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

消防課長 大竹口孝幸君。

○消防課長（大竹口孝幸君） 議案書 29 ページをお開きください。

ただいま議題となりました、議案第 30 号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消防団は地域の消防・防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は 2 年連続して 1 万人以上減少しているという危機的な状況であり、極めて憂慮すべき事態となっております。

総務省消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、引いては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障を来すという、これまで以上に強い危機感の下、講ずべき対策を検討するために、消防団員の処遇等に関する検討会を一昨年から昨年 8 月まで議論を行ってきたところ、検討会の最終報告がなされ、出勤報酬の創設や年額報酬及び出勤報酬の基準の策定など、消防団員の処遇改善等について積極的に取組を行うよう周知されました。

このことから、現在支給している団員階級の年額報酬を 3 万 2,000 円を国が示す標準額 3 万 6,500 円に改め、今まで費用弁償として取り扱っていた出勤手当を出勤報酬に改めるものでございます。

改正内容について、御説明いたします。

足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条中、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条については、報酬について記載されており、費用弁償として取り扱っていた出勤手当を出勤報酬として取り扱い、第

12 条を次のように改める。

第 12 条 団員の報酬は年額報酬及び出勤報酬とする。

第 2 項 団員には別表第 1 に定める年額報酬を支給する。

第 3 項 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表 2 に定める出勤報酬を支給するに改める。

第 13 条については、費用弁償について記載されており、出勤手当が出勤報酬に取扱いが変わったことから、第 13 条中第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

第 1 項については、団員が公務のために旅行した場合、第 2 項につきましては、団員が災害、警戒、訓練等で職務に従事するために出勤した場合の費用弁償について明記しております。

第 3 項中の「前項」を「前 2 項」に、別表 1 の年額報酬、団員金額欄中の「3 万 2,000 円」を「3 万 6,500 円」に、別表 2 の「費用弁償」を「出勤報酬」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

なお、30 ページ、31 ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第30号足寄町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 請願第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第28 請願第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることと決定をいたしました。

#### ◎ 意見書案第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第29 意見書案第1号選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第1号選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、令和4年第2回定例会までの審査とすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

本件は、令和4年第2回定例会までに審査の上、報告をお願いをいたします。

#### ◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月15日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 1時44分 散会

令和4年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員